

税制調査会（第4回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ）議事録
日 時：平成26年4月8日（火）14時00分～
場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○神野座長

ただいまから第4回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（以下、「マイナンバーDG」という。）を開催します。

本日の議題は、論点整理についてと各委員からの意見表明等です。

これまでに3回会議を開催し、マイナンバーの活用などについて各委員、さらには外部の有識者の皆様方からプレゼンテーションをいただきました。そして、マイナンバーの活用のあるべき姿などについて、積極的に御議論をいただきました。

IT化、地方自治体などでの取組み、税・社会保障、金融といった幅広い観点から御議論を頂戴いたしまして、一通りの論点はカバーできたと思います。ここでこれまでの3回にわたる議論を一旦整理して、さらに検討が必要な部分について、これから深めていくという方向に舵を切っていきたいと思います。

本日は論点整理を行います。本日お示しする論点整理案は、事前に各委員にお目通しいただいた論点整理素案とほとんど変更がありません。そこで、まずこの論点整理案の内容について御質問を頂戴しますが、既に皆様方から御意見等々を伺っていますので、余り時間がかからずに取りまとめできるのではないかと想定しています。

議事次第にもあるように、各委員からの意見表明等ということで、マイナンバー及び税務執行に関して委員の皆様方から自由な御議論を頂戴できればと思いますので、よろしくをお願いします。

前回の会議と同様に、本日も内閣官房から向井審議官、厚生労働省から山沖政策評価審議官、金融庁から三井総括審議官に御列席いただいています。

それでは、カメラの方はここで御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○神野座長

それでは、議題に入ります。

論点整理については、これまで頂戴した御議論を踏まえて私の方で事務方にお願ひしまして、素案を作成しています。この素案は、事前に委員の皆様方に御覧いただき、既に御意見を頂戴しています。この意見を踏まえて若干の見直し等を行い、本日、案として配付をしています。

この論点整理案を、事務局から読み上げていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局

文中の参考の表記につきましては、省略させていただきます。

論点整理（案）

はじめに

- 昨年の通常国会において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が成立した（2013年（平成25年）5月24日）。

2015年（平成27年）の秋口に番号の通知が開始され、2016年（平成28年）1月からは、個人番号カードの交付や、社会保障・税・災害対策の3分野における個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用が始まる予定である。

- 本ディスカッショングループでは、マイナンバーが税務以外の分野において利用されることでそのメリットが相乗的に発揮されることを踏まえ、マイナンバーの活用について、税務の面のみならず、社会保障や行政以外の分野も含めた議論を行った。

また、現行制度下での有効な活用方法にとどまらず制度改正も見据えた将来像等について、幅広く議論してきた。

- 以下は、これまで、各委員から出された意見等をもとに、議論の概要を論点整理という形でまとめたものである。

I. 基本的考え方

- 番号法に基づき、個人にはマイナンバー、法人等には法人番号が付番されることになり、番号を利用することで、対象者の正確かつ迅速な特定が可能となる。また、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことができるため、迅速な情報連携が可能となる。
- このような機能を持つマイナンバーの活用により、行政運営が効率化されることとなるが、さらに行政手続の簡素化をはじめとする国民の利便性向上を図ることが重要である。特に、行政機関への手続を一度で済ませるというワンストップサービスが様々な分野で実現すれば、国民の利便性が大きく向上するものと期待される。
- また、マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となるものである。
- 納税者自身が申告により納税額を確定する申告納税制度のもとでは、全ての納税者がその所得等を正しく申告することが税制への信頼を維持するために不可欠である。また、社会保障制度においても、国民一人一人が能力に応じて公平に負担を分かち合うとともに、真に助けが必要な者が給付を受けられるようにすることが重要である。
- したがって、いずれの制度においても、所得や資産等の負担能力を正確に把握し、制度を適正に運用する観点からマイナンバーの活用を進めるべきである。さ

らに、所得・資産等の正確な把握が可能となれば、制度自体をより公平・公正なものにしていくことも可能となる。

- 以上のようなマイナンバーのメリットを最大限発揮させるためには、行政・民間の両分野でのIT化・オンライン化を強力に推進することが欠かせない。その際、システムのセキュリティや制度の運用面において個人情報保護を徹底していくとともに、国民のITリテラシーの向上を図ることにも留意すべきである。
- マイナンバー制度の円滑な運用のためには、国民の協力が不可欠であり、政府が国民に対して、マイナンバー制度の目的や意義について丁寧に説明を行い幅広い理解を得ることが必要である。
- 更に、現状では、マイナンバーの利用範囲は社会保障・税・災害対策の三分野に限定されているが、将来的には、官民連携でデータを活用し、新しいビジネス機会をつくっていく、あるいは社会全体として効率性の追求をしていくといった視点を持っておくことも必要である。

Ⅱ. 具体的検討事項

(1) マイナンバーを活用した利便性の向上・行政運営の効率化

①行政手続の簡素化

- マイナンバーを活用して行政機関間で情報連携を行うことにより、行政手続の簡素化を図ることが必要である。現在、国民が申請等の行政手続を行う場合、申請書類のほかに住民票や所得証明等の各種添付書類を求められることがあるが、そうした情報を行政機関間で連携することにより添付書類を不要とすることが可能である。これにより、行政機関では、事務運営が大きく効率化されるとともに、申請者は一つの申請等をする際に、多くの行政機関に出向く必要がなくなることになる。

また、国民が、同様の書類を複数の行政機関に提出している場合、その提出先を一元化することで、利便性の向上を図るべきである。

- 2016年（平成28年）1月からのマイナンバーの利用開始に向け、これらの取組を着実に実行していくとともに、マイナンバーの利便性を国民が実感できるよう、さらに行政手続や制度の見直しを行っていくべきである。
- 例えば、現行制度のもとでは直ちに実現することは困難であるが実現すればメリットが大きな見直しとして、医療費控除について、医療費支払情報にマイナンバーを付して税務当局と情報連携することにより、納税者が領収書等の添付書類を集計、提出する手間を省き、自動的に医療費控除が受けられるような制度とすべき、との意見があった。

他方、医療費控除の場合、支出した費用が医療費控除の対象となるか否かの判断が必要となることとの関係をどう考えるか、また、現行の医療費控除制度の見直しも含めて検討することも必要ではないか、との意見もあった。

- なお、現在、国税の申告に当たっては、電子申告（e-Tax）を推進しているが、その申告の利便性が向上し、納税者にとって、負担の少ない、分かりやすい申告ができるよう引き続き検討していくべきである。

②マイポータルの活用

- 国民の利便性向上のため、①情報提供記録表示、②自己情報表示、③プッシュ型サービス、④ワンストップサービスという機能を有するマイポータル（情報提供等記録開示システム）を積極的に活用すべきである。
- 税務分野では、マイポータルによって、納税者が必要としている情報を積極的に開示・発信していく一方、ここに納税者が確定申告等の際に必要なとしている情報（添付書類）を格納し、申告の際にもそのまま利用できるようにすることが考えられる。
- なお、現在のe-Taxでは、過去の申告情報等が格納されているメッセージボックスの機能があるが、マイポータルの導入後は現在提供されている情報の水準を落とすことなく連携を図るなど、使い勝手の良いシステムとすべきである、との意見があった。
- 現在、IT総合戦略本部の新戦略推進専門調査会の下に設置された「マイナンバー等分科会」においても、マイポータルの活用について具体的な検討が行われているところであり、その検討結果を踏まえ、2017年（平成29年）のマイポータルの運用開始に向け、関係省庁において、引き続き検討していくことが期待される。
- 更に、引越し時の各種住所変更届などについても、マイポータルを通じてできるようにすれば、ワンストップサービスとして大きなメリットがあるとの意見があった。この点については、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）において、実現することとされていることから、関係省庁において、確実に実現することが期待される。

③地方における取組等

- マイナンバー制度の円滑な導入及びその活用にあたっては、国民にもっとも身近な行政機関である地方自治体の果たす役割は非常に大きい。
- 現在、マイナンバー制度の導入に向け、各地方自治体で準備が進められているが、システムの効率的・安定的な整備・運用や自治体職員のICTリテラシーの向上といった課題もあり、政府による適切なサポートが望まれる。費用対効果、システムの安定運用の観点からは、クラウドの抜本的導入による共同化が不可欠との意見もあった。
- 地方自治体においては、マイナンバー制度の導入によって、これまで、所得証明の発行やその確認などが必要だった事務が削減され、別の仕事に振り向けられる人員が増加するといった、業務改革（バックオフィス改革）が期

待できる。また、住民の側からすれば、ワンストップサービスなど、住民サービスの向上に結び付けるサービス改革が期待できる。

さらに、地方自治体は、社会保障・税・災害対策の三分野であれば、条例により利用事務を追加することができるため、更なるサービス改革に向けて各自治体が創意工夫を発揮されることが望ましい。

- 個人番号カードのICチップの空き領域を利用し、公共施設の利用カードや印鑑登録証として活用するなど、市町村の創意工夫で様々な活用が可能となる。個人番号カードは、国民全員が保持できる唯一の顔写真付きの公的身分証明カードであり、このような自治体の様々な工夫により、普及していくことを期待している。

④利用範囲の拡大等

- マイナンバーの活用による国民の利便性向上を最大限図るためには、制度が適正に運用されることを前提として、その利用範囲の拡大についても検討されるべきである。
- 例えば、医療情報について、マイナンバーを活用し医療機関を情報連携の対象にすれば、患者の利便性向上や、重複診療等の無駄の排除による社会保障費の増大抑制につながるなどの指摘もあったが、現在、診療情報は情報連携の対象から除外されている。この点について、診療情報と医療費支払い情報とは異なるものであり、後者の活用を検討すべきとの意見があった。
- 災害の分野でも、全国に避難した住民の安否情報・生活状況等の迅速かつ的確な把握、被災者の状況に応じた適切な支援を実施するためにも、番号制度が活用できるとの意見があった。
- マイナンバーの民間利用は将来的な検討課題とされているが、その中でもより公的な性格のある分野での利用について検討が行われるべきである。
例えば、激甚災害時の民間事務を含めた活用や、金融分野におけるマネーロンダリング対策や預金保険の名寄せへの活用について検討する必要があるとの意見があった。

(2) 社会保障や税の給付と負担の公平化

①適正・公平な課税

- 税務の分野では、申告書や法定調書等にマイナンバーの記載を求める等の措置を講じることとされている。これによって、法定調書の名寄せや申告書情報との突合が、番号を用いて、正確かつ効率的にできるようになり、所得把握が向上し、適正・公平な課税に資するものである。
- 他方、現行の法定調書等にマイナンバーの記載を求めても、それだけでは税務当局が新たな資料情報を得られるわけではなく、その効果には限界があることにも留意が必要である。

今後、マイナンバーを活用した、より適正・公平な課税を実現していくためには、法定調書の範囲の拡充を検討すべきである。その際、提出者や当局の事務負担を勘案すれば、電子的提出を進めることや、必要性の低い調書の削減も検討すべきである。

- いずれにしても、番号の活用だけでは、適正な申告の確保には限界があることを踏まえ、税務コンプライアンスの向上や、租税教育、税務調査の重点化など、様々な施策を組み合わせ、適正申告の向上につなげることが望まれる。
 - ② 負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障
 - 社会保障分野でも、マイナンバーを活用することによって、所得や資産等の負担能力をより正確に把握することが可能となり、社会保障の給付や負担の公平化が、より一層図られることが期待されている。
 - 今後の社会保障制度改革の方向性を示した「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日とりまとめ）においても、「これまでの「年齢別」から、「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである」とするなど、社会保障の給付や負担の適正化の観点から、資産・所得把握の必要性について言及されている。
 - 社会保障の負担については、現在、社会保険料は主として勤労所得や年金所得を基に徴収されているが、利子所得などの金融所得も含めた所得に基づいて徴収することにより負担能力に応じた公平な負担となるとの意見があった。また、社会保障の給付面では、生活保護、求職者支援制度において資産要件が付されているが、適正な申請を確保し、制度の信頼性を維持するためには、マイナンバーを活用した所得・資産の把握を進めることが必要との意見もあった。
 - また、社会保障制度により真に手を差し伸べるべき低所得者を正確に把握することにより、きめ細かな低所得者対策の強化にも資すると考えられる。
 - ③ マイナンバーを活用した環境整備
 - 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。他方、税・社会保障のいずれの分野においても金融資産・固定資産等の把握には課題が存在することから、社会保障分野における所得要件は住民税の課税情報等により運用されているという実情も踏まえ、税と社会保障の両面からマイナンバーを活用した環境整備を進めるべきである。
- (金融資産・所得)
- 現行、証券会社等が顧客に支払った配当等の情報（配当調書）、株式等の

譲渡に関する情報（株式等譲渡調書）、生命保険会社が顧客に支払った一時金の情報（生命保険一時金支払調書）といった法定調書を税務署に提出しており、これら法定調書にマイナンバーが付されることになる。

他方、銀行等が個人の顧客に支払う利子については、源泉分離課税で課税が終了することから、利子調書の提出が免除されている。したがって、銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されないこととなっている。

- 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべきである。
- その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。
- 他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである。

（固定資産）

- 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要である。したがって、固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要である。
- 地方自治体からすると、固定資産の捕捉は非常に大事であり、登記の段階で番号が付番され、それが自治体に送られてくれば非常に業務がやりやすい、との意見もあった。

おわりに

- 2016年（平成28年）1月からのマイナンバー利用開始に向け、上記に提示した論点については、引き続き検討していく必要がある。他方、これらの論点の中には、預金口座への付番など、具体的制度設計に関する実務的・技術的な論点も含まれている。こうした実務的・技術的論点については、本論点整理を踏まえ、関係省庁において検討が深められることを期待する。

○ いずれにしても、マイナンバー制度は、電子政府の実現と相まって、質の高い効率的な行政サービスと、公平・公正な社会保障・税制度を可能とするものである。マイナンバー制度が本格的に稼働したときには、国民がそのメリットを実感できるよう、政府及び地方自治体にはマイナンバーの積極的な活用を望みたい。以上です。

○神野座長

どうもありがとうございました。

少し補足させていただくと、お手元に、本日御欠席の佐藤委員、土居委員、増田委員から、この論点整理案についての御意見を書面にいただいています。

まず佐藤委員ですが、意見について大きく1と2と分かれていて、1の結論を御紹介します。下から3行目辺りから、マイナンバーを預金口座に拡大していくことは不可欠と考えます。一定の期間を目途に拡大へのロードマップを明らかにする必要があるのではないかと。

2の消費税の逆進性等についてですが、下から4行目あたりから、生活保護や年金など既存のセーフティネットから外れるワーキングプアへの支援にも、マイナンバーは活用できると思います。

おめくりいただき、土居委員の意見書です。佐藤委員もこの論点整理案には賛成と申していた上でのことですが、意見を申し上げるということで、土居委員も記のところの一番上の2行を見ていただければと思います。論点整理案について示された基本的な方向性に賛成である。特に利用範囲の拡大は極めて重要な取組みであり、預金口座への付番の検討を速やかに行うべきである。

さらに増田委員ですが、大きく1、2と分かれていて、1の結論部分の下から3行目あたりから読ませていただくと、現状の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3分野に留まらず、あらゆる経済活動にかかわる手続きの効率化に向けた制度運用・設計の視点が望ましい。

2番目は、これも下から3行目。特にマイナンバーを活用したより適正、公平な課税を実現するためには、預金口座への付番は不可欠である。付番実現に向けた課題解決のためには、預金口座への付番の具体的方法に関する検討を速やかに行うべきだということで、大体同じような方向性、展望を御指摘いただいている次第です。

それでは、今、お読みいただきました論点整理案につきまして、委員の皆様方から御意見がありましたら頂戴できればと思います。

○大竹特別委員

私も論点整理案について、基本的に賛成です。

追加すべき意見としては、先ほどの佐藤委員の意見に二点とも賛成していただき、預金口座への付番はできるだけ早くやるべきだと思います。

もう一点は、ここではマイナンバーは社会保障について有効であるという論点だけ

ですが、税による再分配を可能にするという局面があると思います。所得把握が正確になれば、給付付き税額控除等の新たな税による再分配は可能になると思いますので、その点も強調していただければと思います。

○翁委員

私もこの論点整理について、基本的な方向に賛成です。

効率的な行政サービス、公平・公正な税・社会保障の実現のために、社会インフラとして極めて重要だと考えていますので、これを官民連携しながら進めていくことが重要だと思います。

特に今後幅広く活用ができるようにしていくことが重要だと思いますし、何人かの先生が書いていますが、ロードマップです。特に預金への付番などは、しっかりした工程表を作ってやっていくということをぜひ実現して、進めていっていただきたいと思います。

○高田委員

私も示された基本的な方向性に賛成です。

このようなマイナンバーを行政サービス、社会保障に導入することは、今後の非常に重要な方向性だと思います。

それに関して、若干付言させていただきたい点が二点ほどあります。一つはマイナンバーの民間利用の促進も進めるべきではないかという点です。マイナンバーが国民に使われる制度になるためには、行政サービスの手続だけではなく、いかに民間における利用を進めていけるかという論点も非常に重要だと思います。特にこれからマイナンバーを利用したIT化やオンライン化などの推進は、単に行政だけに限ることなく、日本の成長戦略にも資するものではないでしょうか。そうした前向きな姿勢で対応していきながら、この局面でありますから、利用者である国民の視点に立った幅広い議論が行われる方向に、できるだけ進めていくべきではないかと思います。

二点目は、先ほど多くの委員の方からもありましたが、国民の資産捕捉または金融資産への留意点です。これまでの論点にもあるとおり、マイナンバーを利用した金融資産、所得、固定資産の報告に当たっては、多くの議論が既にされていますが、執行面の課題、また、場合によっては工程表などの点について十分な議論を進めるべきではないかと思います。金融に関して過去を振り返りますと、例えば1980年代ですが、グリーンカードの導入に対して、制度変更が国民の予期せぬ行動、例えば資金シフトのようなものに及んでしまったような状況等もあります。

既にこのような論点の中でも、広範な論点に対していろいろ検討することが進められていますが、様々に起こりうる可能性に十分配慮するといった点も必要だと思いますし、預金については付番の目的、意義に対して国民に非常に幅広い説明を行いながら、幅広い理解を得ることが、このような制度を順調に進めていくためにも重要なのではないかと思います。そのような面では先ほど申しました民間利用という点も含め

て、幅広い理解の形成について、こうした委員会なども、今後の行政面での対応に重要な点になってくるのではないかと感じている次第です。

○小幡特別委員

私もせっかくマイナンバーが制度になりますので、その利便性をできるだけ発揮していく方向には賛成です。論点整理も大体落ちはないと思いますが、一点、マイナンバーは技術的に、効率的にする「道具」なので、本則を変更する者ではない。例えば論点整理の3ページの現行の医療費控除制度の見直しも含めて検討というところですが、これも別途あるかもしれませんが、今ある制度が存在していて、それを良いものにすべく様々な議論がされてでき上がっている。それを、マイナンバーができたからといって、技術的に都合の良いような形で変更を加えるのは議論が逆になるので、その辺りは注意が必要だと思います。つまり本則から考えて、マイナンバーを使えば、より効率的になることが一番望ましいのではないかと思います。

ただ、他方で、今までなかなか捕捉が難しく、公平性が技術的に確保できないという理由で断念していたというようなものがあるとすれば、むしろマイナンバーを活用してきちんと公平に捕捉して、課税漏れがないようにする、あるいは新たな活用をするなどという方向は考えてよいだろうと思います。

先ほどから預金への付番をやるべきだという議論がいろいろ出ていますが、おそらく、国民の一般の目線からすると、より公平にきちんと資産を把握して、担税力のある方にきちんと課税をしていくという方向は、それはそうだと是認されるだろうと思います。ただ、付番をするのであれば何のためにするかを、先ほど高田委員も言われたように、きちんと明確にしていく必要があると思います。

今、預金の利子は源泉分離課税になっており、では何のために付番するかという話になりますが、例えばお金の動きが分かって贈与税の対象になるか、あるいは相続税のときの資産に把握漏れがないかなど、そのような形でも使われるだろうということは推測されるのですが、どのような形で預金に付番することによって使われていくのか、これは秘密にしておくわけにはいかないので、明確にして理解を求めていく必要があると思います。

気になるのは社会保障ですが、現在、社会保障に住民税の所得等を使っていて、本来は金融資産があるのに、という議論があるのですが、そこは社会保障の制度でマイナンバーをどのように使っていくかということが先に検討されるべきで、それが明確に決まるといろいろな意味が出てくるわけなのです。ですから、何のためにやるのかということを、もう一度きちんと明確にした上で議論をする必要があると思います。

○神野座長

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

私も論点整理案に賛成します。

事前にいただいていた素案と案を比較して、ほとんど変わらないのですが、大きな違いは2ページの中ほど「マイナンバー制度の円滑な運用のためには、国民の協力が不可欠であり」という3行が素案と違う部分です。非常に重要なことが追加されたと理解しています。

このマイナンバー制度がいかに必要なのか、なぜ必要なのか、国民に理解をしていただいて、制度を普及、定着させることが肝ですので、今後、政府においてはこの3行の指摘に沿って、国民に意義について丁寧に説明していただきたいと思います。

それに関連して、この案の最後の8ページ「おわりに」の最後の2行ですが、ここにやや気になるフレーズがあります。と申しますのは、「マイナンバー制度が本格的に稼働したときには、国民がそのメリットを実感できるよう」となっています。確かにそのような部分ではありますが、やはり本格的に稼働する前に、既に稼働スタートの段階から国民にメリットがあるのだということを実感していただいて、その実績を積み重ねて本格稼働を目指すという流れではないかと思うので、本格稼働しなければメリットが享受できないような制度ではなく、最初の段階から国民に広く理解できるようなメリットを得られるような制度にしなければいけないと思います。

他の委員がお話しされている預金への付番には、私も基本的に賛成です。これは中長期的な課題として不可欠だと思います。ただし、前回の全銀協の説明にもありましたが、やはり混乱のないように制度設計をしなければいけないので、これは今後の議論をしっかりとやらなければいけないと思います。

○神野座長

どうもありがとうございました。山田特別委員、どうぞ。

○山田特別委員

基本的には全面的に賛成です。

一つだけ、海外資産または海外資産逃避、それからなるところの海外資産が生む果実の問題、すなわち所得の逃避というか把握というか、それらについて触れられていないと思いますが、触れなくてよいものか。どうしたらよいのかというアイデアはないのですが、どのように考えておられるのか教えていただけるとありがたいです。

○中静委員

この論点整理案は妥当なものだと思います。

ただ、やはり国民の理解が非常に重要です。利便性のところでワンストップサービスが多分、決め手になってくると思います。マイナンバーについて、このように使えるのだというもの、特に官民が連携した形でのワンストップサービスは例えばこのようなものがあるなどを具体的に示していくべきです。将来の方向性を示した方が理解されやすいと思います。

これは向井審議官に教わったのですが、例えば死亡したときの通知を保険会社に伝えるという方法もあると聞きました。それから、ワンストップサービスという用語も

分かりづらいので、より分かりやすく理解してもらうために、その言葉のこともぜひ考えていただきたいと思います。

○神野座長

ありがとうございます。梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

私も基本的な方向性と何人かの先生方、特に翁委員が言われた工程表を早いタイミングで作るべきだということと、高田委員が言われた民間利用、成長戦略の視点、これも全て私も賛成です。

一点だけ加えていただきたい、あるいは質問になるかもしれませんが、これは特に行政運営の効率化の部分に関しては、ある意味で効率化が進むのは当たり前で、大事なのはいつまでにどのくらい効率化するかという話だと思います。今日は論点整理なので、議論をするということではないのかもしれませんが、どこかのタイミングで効率化の目標設定と、いつまでにというタイムリミットを切るということをぜひやっていただきたいと思います。

○神野座長

田中特別委員、どうぞ。

○田中特別委員

行政の効率化は大事なテーマだと思いますが、この中で見ていくと、例えば地方自治体では業務改革や人員削減という話が出ていますが、その他は余り出てこないのです。ここの中で、2 ページ目の社会全体としての効率性の追求と言っているのですが、本来やはり行政業務の全体の効率性の追求も大きなテーマであると思うので、その辺りが少し出てくると、国民に対しての説明もしやすいのではないかと思います。

○神野座長

ありがとうございます。宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員

まさに今のような御意見だと思いますが、利便性を前面に打ち出して御説明されているのですが、実はこの目的は捕捉性を高めて、そして効率性を上げていくところにあると思いますので、その結果、どのような形の行政運営ができていくのかという姿がもう少し見えるような整理をした方が良いと思います。

法人番号と個人の番号のクロス集計のようなもの、例えば法人課税ディスカッショングループでも、7割を超える法人が納税していない状態をどのように考えるのかという議論が行われていますが、その中にいる個人と法人との関係性、これはITですからすぐ出てくるわけです。そうすると会社としては払っていないが、社員は払っていますよという御意見を言われている方もいらしたのですが、その辺りのところもはっきり見えてくると思いますので、付番をした先に、その情報をどのように使って何を実現したいのかという部分。これは小幡特別委員も言われた目的の部分をもう少し明

確にするべきだというところで、利便性でごまかしてはいけないと思います。

○神野座長

私が認識した限りでは、皆様方この論点整理の方向性は御支持をいただいた上で、これを補強していただく意見や、あるいは実際この方向性で進める上での御注意、留意点等を御指摘いただいたと思います。

これは繰り返すようですが、今、論点整理ですので、後で申し上げますが、深めていくのは、少し技術的な問題を含めて、しかるべきところで御検討いただきながら、私どもの方でもまた受け取って検討していくことになろうかと思います。

海外資産等、山田特別委員から御指摘いただいた点は、国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）との関連を見合いながら考えていく。論点とは別に深めていく論点かと思います。

○中里会長

山田特別委員から、国際取引から生じる所得についてのコメントがありましたが、これは番号制度と条約による情報交換と複合的に考えていくということなので、このマイナンバーの論点整理はこれとして、国際課税DGでは、その番号をどのように活用していくかと絡めた上で考えていくということによってやっていくのが一つの考え方です。もちろん、マイナンバーDGでさらにそれを議論することもあり得るので、決して無視はしていません。

○山田特別委員

国民から見て、マイナンバーはがんじがらめになる制度のように見えやすいと思うのです。その中で海外資産だけ抜けるのではないかという批判が出てきやすい気がして、ですからその部分はこのような方向で検討するのだなどと、何か一言この中にあった方がよいのではないかという気持ちでお話をしました。ありがとうございます。

○神野座長

また、行政の効率性等も御意見を頂戴していますが、次のステップに入ったときに、今ご注意いただいた点や御意見を十分配慮して進めていただくことにして、当面、本日お出しした論点整理は、これまでいただいた皆様の御意見をまとめたものです。

○田近委員

論点でこのようなことがあるということですが、山田特別委員の論点をここで何らか吸収することはお考えではないですか。

○神野座長

ここの段階で書くかどうかということですので、これは今、私としてはこのまま成案とさせていただければと思います。

○田近委員

私は確認だけしたかったのです。

○神野座長

このマイナンバーDGの論点整理は、これはこれとして成案とさせていただくということで御承認いただけますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○神野座長

それで、今、頂戴した御意見は、政府において今後進めていく上で、十分配慮していただくということにさせていただければと思います。

それでは、本日最後ですので、今後これを進めていく等に当たる方向性に関する御意見や御注意、あるいはこの案の御感想、御意見等を含めて、マイナンバー及び税務執行についての委員の皆様方の御意見をこの際、頂戴しておきたいと思います。

それでは、上西特別委員からお願いします。

○上西特別委員

マイナンバー全体についての国民の関心が最近、情報量として少なくなってきたと思います。以前、各都道府県をシンポジウムという形で全国回られていたときは、それなりに報道もされていて、各地元紙にも取り上げられていたことが多かったと思います。引き続き、全国的にこのような議論が行われていること、論点、そして今後の見通しを広く周知、広報を引き続き行っていただきたいと思います。

○梅澤特別委員

繰り返しになりますが、これは大きなプロジェクトです。成長戦略のプロジェクトでもあり、効率化のプロジェクトでもあります。そうだとすると、大目標を立て、その目標は定性目標と定量目標を用い、時間軸を明示し、それに向けてその目標を実現する上で、特に重要な大きな項目から優先順位を付けて工程表を切っていく。ぜひこういう形での取組みをお願いしたいと思います。

○大竹特別委員

マイナンバー制度の導入によって、税・社会保障による適切な所得再分配が可能になるようにぜひともしていただきたいというのが一点目です。

二点目は、国民が政府、役所との手続等の利便性向上によって、マイナンバーのメリットを享受できるようにぜひともしていただきたいと思います。

○翁委員

やはりこういった制度を円滑に定着させていくためには、政府がきちんと目的や意義について丁寧に説明するということが本当に重要だと思います。同時にどのように付番などを考えていくかということころは、このインセンティブをどのように付けていくかという制度設計の仕組みも重要になってくると思います。

また、先ほど高田委員から御指摘のあった民間での利活用についても、ぜひ幅広く前向きに検討されていくことを希望したいと思います。

○小幡特別委員

私は先ほども申し上げたのですが、それ以外のところで少々言いますと、多分国民にとって、マイナンバーができて非常にサービスが良くなったと思えるのは、恐らく地方自治体のところのワンストップサービスで、様々なところに行かなくても済むようになるというところは実感できるだろうと思います。また、民間利用が進めば、民間の方も仕事が効率化できることもありますので、それはぜひ進めていただきたいと思います。

この論点整理にあるように、負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障という、これは本当にマイナンバーを付していくことにより可能になると思います。税調でどの程度この社会保障の話ができるのか、管轄、守備範囲の問題として分からなかったのですが、基本的には、税・社会保障は、番号においてはやはり一体的なものなので、併せてここも税調として強調して、ぜひ実現していただきたいと思います。

○諏訪特別委員

皆さんの言われるとおりだと思います。本当に使いやすい仕組み、制度作りをお願いしたいと思います。現場では、今、本当に面倒くさくて、私も実感しているのですが、大変ですので、国民が、マイナンバーが導入されて使いやすくなったと実感できるようなものを作り上げていただきたいと思います。

○高田委員

税とそれから提供されるサービスは国そのものですし、また、その中でマイナンバーはまさにインフラそのものなのだろうと思います。

そういった意味で言いますと、このマイナンバーに込められたものは、これからいかに国のあり方を示すか、また、将来像を示すかという意味が必要なのではないかと思います。先ほど目的がという点もありましたが、何を指して、どのようなことをしたいのか。そのような意味では、先ほど税と社会保障等の一体化という議論がありました。このようなものに使っていくというのであれば、それはそれでそのような一つの像を示していくことが非常に重要ではないかと思います。

それから、これだけの投資と言うのか、インフラ作りというのは、ある面言えば政府としての国家プロジェクトに近いものだと思います。しかもそれにITを使っていくということであるとすれば、先ほど私は民間利用と申し上げましたが、やはり成長戦略として、国をあげてこれだけのものを作っていくのだとの意思が必要となります。それによって国をこのような形で良いものにしていくのだというような、強い国の意思が求められてきます。また、今回は非常に良い機会だと思いますので、単に煩雑では大変だということではなく、そのためにも何度も繰り返しになりますが、国民の非常に高い理解が必要になってくるのではないのでしょうか。せっきゃくこれだけのものを作るのですから、それなりのものを作って、非常に良いものを目指していくべきだと思います。そのようなメッセージ性がこの政府全体としても必要ではないかと改めて

申し上げたいと思います。

○田近委員

報告書自体は、所得・資産の捕捉を、よりしっかりするということが一点目。それから、それに伴って利便性が上がる。捕捉の充実、利便性の向上からなっていると思うのですが、それはそのようなことで、やはり山田特別委員の言われたことも大切だと思って、海外の資産がどうなっているのだと。それは国際課税DGの方で議論していますが、国際的な情報交換がこれから進もうとしているので、それとこの番号がどう連携するかは、私は論点としての言及があってもよい気がしました。それは神野座長方の御判断ですが。

また、本日欠席の佐藤委員から意見が出ていますが、ここまで来たら国民はロードマップがどうなっているのだと。一体改革のときもプログラム法案でロードマップのようなものを出しました。これからでしょうが。

それから、最後に加えるとすれば、徴収の効率化、利便性だけではなく、もらうサイドはどうなのか。すぐ税額控除にいくかどうか分かりませんが、給付のサイドでこれが活用されるかが、国民としては、もらうサイドというのはおかしいですが、給付のサイドの言及があってもよいかなと思います。それは単なる利便性の話だけではない気がして、したがって、国際的な情報交換の問題、利便性をやや超えた給付と番号との関係、それも今後でしょうが、詰めていく必要があると思いました。

○神野座長

最後に申し上げようかと思いましたが、今、御指摘のように山田特別委員の国際資産等の問題の捕捉は、これは論点の問題ですので、今、にわかになどこというわけにいきませんが、案文の修正は私に一任させていただいた上で、最後に御了解をとろうと思っておりますが、それは考慮させていただければと思います。

○田中特別委員

私も税と社会保障全体にわたって公平に負担をすることの前提として、マイナンバー制度は不可欠であると思います。その中で、先ほど来お話しているとおおり、やはりせっかくこのようなチャンスですから、行政業務の全体の効率化をテーマとして見直すチャンスであると思います。

それから、逆に今度は社会全体としてもっと使おうというビジネスチャンスという言葉が出てきていますが、やはり前提としてシステムのセキュリティが不可欠だと思います。そこをどう保障していくのか、どう運営していくのかというのが一つのハードルだと思います。

○中静委員

大体似たような指摘になります。適正、公平な課税を銘打っている以上、基本的に応能負担の原則に切り替えていく。余り出なかったのですが、捕捉という意味ではサラリーマンからするとトーゴーサンピンなりクロヨンという問題があります。その辺

りのところの把握、捕捉がどうなっているのかというのは実は大きな関心事だと思います。そこにどの程度マイナンバーがうまく活用されていくのか、なかなか難しいと思いますが、マイナンバーの理解につながります。

もう一つは、先ほどの繰り返しになりますが、ある種の民間活用というか、特に今回の場合は医療の情報の話が一応出ています。もう少し具体的にメリット・デメリットを書いてもらえばよかったなと思います。

○沼尾委員

このような形で論点整理をまとめていただいて、本当にこのマイナンバー制度が導入されることで税の適切な捕捉ということと公平な負担が実現できるということであれば、それは本当に素晴らしいことだと思います。

若干気になっているのは、今後のことで二点あります。先ほどセキュリティというお話がありましたが、やはりこれは民間に開放していくことも含めて広めていくとすると、マイナンバーを扱う方たちがどんどん増えていく。そのときに、これは本当に公共インフラとして皆さんが性善説に立って考えてきちんと使えばよいのですが、それが悪用されてしまうこともひょっとすると起こりかねない。そのようなところに対する予測に基づいて、どのようにセキュリティをきちんと整備していくかは大事だろうということが一点目です。

二点目は、行政運営の効率化が言われていますが、私が心配しているのは、この仕組みが入ることで、例えば省庁や部局を超えた情報の共有や連携がどこまで進むのかということが、一つの鍵になると思います。

それは国でもそうなのですが、例えば自治体などでも今回の論点整理の中では、これまでの事務が削減されて、別の仕事に振り向けられる人員が増加することで、効率化が図れるという書き方になっています。いわば単純作業をやる労働力がその分、減ることは減るのですが、例えば税のセクションと社会保障のセクションでは、当然その個人の情報の管理の仕方が全く違う。そこを連携して業務としてつなげていくための仕組みを作って、そこで情報のやりとりを行うというシステムが新たに作られなければ、なかなかそれが住民に対する満足度にはつながらないと思うのです。

そのような仕組み作りのところの人員が、この仕組みで事務が減った分の人員で確保できるのかということ、なかなかそうはいかないだろう。そう考えると、自治体の現場は住民に満足いく形で整備しようとするほど、かなり混乱に陥るというか、相当大変な業務を担うことになるということを若干、心配しているところがあります。

そのような面で、これを本当に円滑な形で、かつ、住民の満足度を高めるということで整備しようとするならば、やはり体制整備や人員確保が課題になると思います。

○野坂委員

先ほどの発言と重なる部分もあると思いますが、発言します。

やはり適正な、そして公平な課税を行う。そして国民の利便性を高める。また、行

政の業務改革を推進するという面から考えて、マイナンバーは大変重要なものであると思います。

沼尾委員が言われたように、そうは言っても国民の間に漠然とした不安は完全に払拭されていないというか、先ほどどなたか言われましたが、最近、報道が少なくなってきたということで、まだ国民がそこまで関心を持っていない部分があるかと思えます。いずれ私ども含めて報道機関、しっかりさらに深く報道しなければいけないと思いますが、いずれにしても国民の不安を払拭し、まずは円滑に導入する。円滑に導入した上で着実に普及させていくためには、ともかく国民の理解が必要だと思えます。

利用範囲の拡大は恐らく一気にはいかないと思えます。余り最初から背伸びをせずに、ともかく円滑に混乱なく導入して、国民にメリットを感じてもらい、国と地方自治体、そしていずれ民間含めて利用範囲を広げていく。そのような意味で国民の納得感が得られるような、これも他の委員が言われているように、今後どのように変わっていくのか、どのようなことが広がっていくのかという見通し、工程表を示すことが大事なのだと思えます。

○宮崎委員

番号を振ること自体は非常にテクニカルな議論で進んでいくと思えますが、振った先がどうなるのかというのがとても大事だと思うのです。

例えば資産の有無で社会保障の内容を変えるような政策に展開していくとしたら、それは社会のあり方を例えば能力や仕事量にかかわらず、同等の生活レベルにさせるようなことを目指しているのだとか、大きなビジョンとか目的などがあってやっていることで、ワンストップで便利になるという入口のタクティクスの部分が問題ではないような気がするのです。そこを大きく見せていただけると、もう少し理解が進むのではないかと思います。

振ったら何ができるかではなく、何を、どのような社会を作るために、この番号をどのように、どこまで振って、どのように利用するのかという発想が、要するに哲学の部分が必要ではないか。そのワンストップで便利になったら国民の生活がどう変わるのかというその先です。ライフスタイルが変わり、生涯設計が変わり、どのような生き方になっていくのかというところまで多分、影響が出てくると思えますので、そこをどう思い描くのかというのがとても重要だと思えます。

もう一つはセキュリティについてで、この論点整理の中にもリテラシーのことを書き込んでくださったのでありがたいと思っていますが、これはこの分野だけではできません。例えば小さい頃からの教育や、あるいは国民全体の考え方です。まず個人情報を出すのがスタンダードで、場合によっては隠すのか、隠すのがスタンダードで、場合によって出すのかによってアプリの作り方も違ってきます。これはGoogleの地図なども、ヨーロッパ版と日本版で最初のスタートラインの設計が違っていています。そのようなどころまで、要するにセキュアな社会のあり方の軸まで変わってくる問題だと

思いますので、この辺りをしっかりと、何のためにという部分が示されれば、あとはロードマップにしても何にしても、すんなりと納得、理解できて受け入れられるのではないかと思います。

○山田特別委員

大きな問題は皆様方が全部話をしてくださったように感じます。

国民が便利になるという点で、今から申し上げるようなことを書き加えるのはいかがかどうか、検討いただくとありがたいと思います。人が亡くなったときに相続人が、父親の財産の状況がどうなっているかの捕捉に大変苦勞するケースが多くて、名義変更の手續なども苦勞することが多いのですが、マイナンバー制度を導入するとその辺りが便利になるのかならないのか。なるとしてどうなるのかということも若干興味があるところです。

○井伊委員

前回、素案として送られた論点整理を基に幾つかコメントをさせていただきます。

全体的にとっても論点がよく整理されていると思いました。特に番号を活用した資産・所得の把握は、私のプレゼンでも社会保障制度の効率化を進めるという点で強調したところですので、評価が、幾つか抜け落ちているところがあると思いました。

まず一点目は、番号の活用というのは、そもそも社会保障と税の一体改革という理念から始まったものですので、その具体的な活用例として、消費税の引上げ後の低所得者対策としての給付付き税額控除が、確か消費税の増税法でも記されていると思うのですが、この点に関して記述が全く見られなかったのはどうしてなのかということがまず一点目です。

次の点が、口座への付番ですが、付番の対象が少ないと社会保障制度などに十分に活用されないおそれがありますので、これもプレゼンで申し上げたことですが、利子所得を法定調書化することも検討に値するのではないかと思います。

三点目として、番号を活用して行政改革につなげるという発想をもっと書き込むべきではないでしょうか。例えば番号の導入によって公務員の人件費を2割カットするといった数値目標を入れるべきだと思います。

次の点として、前回、上西特別委員のプレゼンだったと思いますが、私自身も医療費控除自体には様々な問題があることは分かっているのですが、だからと言って医療費控除のデータを全く活用しないのはもったいないように思います。常に社会保障制度との連携や制度設計のバランスを考えながらやっていくということで、税務のためだけでは残念です。

今日の佐藤委員の資料で、1番目にこれは預金口座へのマイナンバーの拡大について、一定の期間の目途に拡大へのロードマップを明らかにする必要があるのではないかと思います。社会保障制度のどの制度として関連付けていくのか、どのように付番をするのか、いつまでにやるのかといったスケジュールを、早めにお見せいた

できればよいと思います。

○神野座長

それでは、一当たり御意見を頂戴いたしました。整理案はここで成案と既に御了承いただいておりますので、了承いただいたことにさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたが、国際課税ディスカッショングループの座長である田近委員からも御指摘がありましたので、山田特別委員が御指摘の国際資産及び所得の問題が論点としてあるのだということについて、何らかの形で反映をさせるべく、修文は私に御一任をいただいた上で、成案として了解いただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○神野座長

それでは、そのようにさせていただいた上で、最後に会長から御挨拶を頂戴します。

○中里会長

マイナンバーと税務執行、非常にテクニカルな問題について皆さんの非常に熱心な御議論を頂戴して、これからも続くと思っておりますが、本当にありがとうございます。

例えば、先ほど山田特別委員や田近委員が言われた論点も含めて、番号の様々な形での今後の活用が考えられるわけですから、納税者の利便性の向上の図り方等も含めて今後の活用について、その都度また取り上げて、マイナンバーDGや他のディスカッショングループで取り上げて議論していくことが考えられると思っております。これで終わりではありません。

今、三つのディスカッショングループが走っていますが、これは決して縦割りではありませんので、このマイナンバーDG、国際課税DG、法人課税ディスカッショングループ、複合的に考えていただければ、ある具体的な問題が出てきて両者に及ぶときに、どのグループで議論をしても、別にそのこと自体は、メンバーは我々がやっているのですから、問題ないと御理解いただけたらと思っております。

小幡特別委員や上西特別委員が、特にそのような点では御専門だと思っておりますが、この税制調査会の場で、番号も執行の一部ですから、執行の問題が主要なテーマとして議論されていること自体、なかなか重要なのではないかと認識しております。ここでいう執行というのは、要するに納税者の利便も考えた上で現場が混乱しないように制度を仕組んでいくことですから、現場が混乱してしまえば租税制度は持たないので、その点を常に頭に入れながら議論していきたいと思っております。今後もこの番号も含めた広い意味の執行上の様々な個別的問題がいろいろ出てくると思っておりますが、そのようなことについて、例えば外部の方に来ていただいて御報告を伺うなど、折に触れて執行のことを忘れないように議論していきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○神野座長

どうもありがとうございました。

それでは、これで締めくくるわけですが、三回にわたって有識者及び政府の方々を含めてヒアリング等を行いながら、委員の皆様方の大変御熱心で生産的な御議論の結果として、ひとまず論点整理をまとめることができました。

さらに、御尽力いただきました事務局の皆さん方にも、この場を借りまして深甚の謝意を申し上げます。

この論点整理の最後には書いていますが、今後はこの論点整理に基づき、関連する各省庁において事務的及び技術的な論点について検討が深められていくことを期待する次第です。こうした検討に当たっては、様々な省庁と関連しますので、既に今日も御臨席いただいていますし、これまでも幾つか重要な部分で御発言を頂戴しました、内閣官房の向井審議官のところ为中心になってまとめていただければと考えています。

○内閣官房向井審議官

マイナンバーについては三年半になりますが、政府税調での先生方に三度も議論をいただくことは、本当に感慨深いものがあります。本当にありがとうございます。

座長からお話があったことについては、関係省庁一体となって検討を進め、また何らかの答えを返す機会をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○神野座長

今日、委員の皆様方からも出していただいた留意点等を御配慮の上、おまとめいただければ幸甚に存じます。さらには関連各省庁の皆様方にも、よろしく御協力方をお願いします。

今、向井審議官からもお話がありましたが、政府における検討の結果については、適宜、政府税制調査会に御報告をお願いすることになっています。

それでは、本日の会議はこれにて終了します。お忙しい中、御参集いただき、最後まで熱心に御議論を頂戴しましたことを重ねて感謝を申し上げます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。